

2017年5月12日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、本日開催の経営会議において、下記のとおり新株予約権の発行を決定しました※。

※ なお、当社の取締役・執行役への個人別の新株予約権の割当ては、報酬委員会の決定にしております。

記

1. 発行する新株予約権

- (1) 第75回新株予約権
- (2) 第76回新株予約権
- (3) 第77回新株予約権
- (4) 第78回新株予約権
- (5) 第79回新株予約権
- (6) 第80回新株予約権
- (7) 第81回新株予約権
- (8) 第82回新株予約権
- (9) 第83回新株予約権

上記の新株予約権はいずれも会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づいて、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等を対象に発行するものです。

2. 新株予約権を発行する理由

上記の新株予約権はいずれも行使価額を1株当たり1円とするもので、当社および当社の子会社の取締役、執行役ならびに使用人等を対象に現金報酬の一部に代えて割り当てます。

新株予約権については、それぞれ発行決議日より約6ヶ月から約7年間権利行使を制限し、割当対象者に対する繰延報酬とします。

第75回新株予約権、第76回新株予約権および第77回新株予約権については、権利行使を制限することによって、以下の効用を期待しています。

- (1) 報酬の一部を延べ払いとすることにより、優秀な人材を中長期的に確保する。
- (2) 報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図る。
- (3) 異なる部門・地域で働くグループの役員・使用人に共通のインセンティブ・プランを提供することにより、グループ全体の業績や信頼の向上に資する。

なお、上記の新株予約権のうち、第78回より第81回新株予約権は、欧州の報酬規制に対応し、一定の要件に基づき認定される役職員に対して、権利行使制限期間が4年から7年の新株予約権を割り当てるものです。同様に、第82回新株予約権および第83回新株予約権は、欧州の報酬規制に対応し、固定手当の一部に代えて権利行使制限期間約6ヶ月から約1年間の新株予約権として割り当てるものです。

3. 新株予約権の割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

(1) 当社の取締役・執行役に割り当てる予定の新株予約権

名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)		
	人数 (名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる 普通株式の数(株)
第75回新株予約権	7	1,554	155,400
第76回新株予約権	7	1,549	154,900
第77回新株予約権	7	1,545	154,500

(2) 使用人等に割り当てる予定の新株予約権

名称	当社の使用人			当社の子会社の取締役、執行役 および使用人等		
	人数 (名)	新株予約権 の数(個)	新株予約権の 目的となる普通 株式の数(株)	人数 (名)	新株予約権 の数(個)	新株予約権の 目的となる普通 株式の数(株)
第75回 新株予約権	17	651	65,100	869	48,770	4,877,000
第76回 新株予約権	17	646	64,600	869	48,476	4,847,600
第77回 新株予約権	20	1,406	140,600	877	49,474	4,947,400
第78回 新株予約権	4	833	83,300	136	9,219	921,900
第79回 新株予約権	4	830	83,000	136	9,192	919,200
第80回 新株予約権	4	760	76,000	10	1,261	126,100
第81回 新株予約権	4	760	76,000	10	1,261	126,100
第82回 新株予約権	3	958	95,800	29	10,969	1,096,900
第83回 新株予約権	3	956	95,600	1	639	63,900

上記の個数は割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とします。

4. 新株予約権の発行要領

	第75回	第76回	第77回
(1) 割当の対象者	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計893名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計893名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計904名
(2) 新株予約権の総数	50,975個	50,671個	52,425個
(3) 新株予約権の行使期間	2018年4月20日 ～2023年4月19日	2019年4月20日 ～2024年4月19日	2020年4月20日 ～2025年4月19日

	第78回	第79回	第80回
(1) 割当の対象者	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計140名	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計140名	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計14名
(2) 新株予約権の総数	10,052個	10,022個	2,021個
(3) 新株予約権の行使期間	2021年4月20日 ～2026年4月19日	2022年4月20日 ～2027年4月19日	2023年4月20日 ～2028年4月19日

	第81回	第82回	第83回
(1) 割当の対象者	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計14名	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計32名	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計4名
(2) 新株予約権の総数	2,021個	11,927個	1,595個
(3) 新株予約権の行使期間	2024年4月20日 ～2029年4月19日	2017年10月30日 ～2022年10月29日	2018年4月30日 ～2023年4月29日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	1株当たり1円
(5) 新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(付与株式数)の調整を行う。
(6) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
(7) 新株予約権の行使条件	1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 (注)なお、第75回ないし第81回の新株予約権については、当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約により、本新株予約権には、権利行使期間の開始時点で当社の役職員であること等の制限が別途付される予定である。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および準備金の額	<1> 増加する資本金の額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 <2> 増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。

(9) 新株予約権の取得に関する事項	当社以外の者に対する当社の発行済み普通株式の全部にかかる譲渡が行われたとき、当社が当事者となる合併契約書又は株式交換契約書が株主総会で承認されたときは、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は本新株予約権を取得することができる。
(10)新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い	上記(9)に記載のとおり。
(12) 新株予約権の割当日	2017年6月9日
(13) 新株予約権証券を発行する場合の取り扱い	新株予約権証券は発行しない。

以上